

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 第5回 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 | 資料1-2 |
| 令和3年1月18日                        |       |

|   |
|---|
| 第5回 児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 (2021年1月18日) |
| 菅家英昭 (SBS/AHT を考える家族の会)<br>提出資料               |

# 体験談

子どもが事故や病気<sup>※1</sup>で意識を失ったのに、SBS/AHT<sup>※2</sup>と疑われて虐待した(或いは虐待の疑いがある)と決め付けられ、児童相談所に通告されたり警察に通報された当事者やその家族の体験談を集めた資料です。

- ※1 事故: つかまり立ちからの転倒  
病気: 水頭症や先天性硬膜下水腫
- ※2 SBS: 揺さぶられっ子症候群  
AHT: 虐待による頭部外傷

---

※ SBS/AHT は、一時保護を含めて様々な問題を抱えています。  
詳しくは、SBS 検証プロジェクトの HP やブログをご参照ください。

SBS 検証プロジェクトのブログ  
<http://shakenbaby-review.com/wp/>

SBS 検証プロジェクトの HP  
<https://shakenbaby-review.com/>

## 参考情報

### <新聞>

- ・ 公明新聞 2020 年 12 月 23 日  
虐待との関連で議論が続く 乳幼児揺さぶられ症候群 「不適切と決めつけないで」
- ・ 朝日新聞 2020 年 10 月 9 日  
乳児揺さぶり無罪の母「あまりにもつらい」地検控訴で
- ・ 朝日新聞 2020 年 9 月 25 日  
無罪判決の母「堂々と息子に会える」 乳児揺さぶり裁判
- ・ 朝日新聞 2020 年 7 月 26 日  
「揺さぶっていないか」虐待疑われ一年半、共に暮らせず
- ・ 陸奥新聞 2020 年 6 月 1 日  
乳幼児揺さぶり 無罪判決次々 虐待判断に医師も異論 冤罪の親ら「考え方 見直し訴え」
- ・ 東京新聞 2020 年 4 月 3 日  
乳幼児揺さぶり 難しい立証 相次ぐ無罪 「3 徴候」冤罪はらむ
- ・ 毎日新聞 2019 年 1 月 21 日  
乳幼児揺さぶられ症候群 母の闘い 7ヶ月長男けが、依頼専門医「転倒」不起訴に

### <ウェブ>

- ・ 揺さぶられっ子症候群(SBS)問題 | ジャーナリスト 柳原三佳オフィシャル HP  
<https://www.mika-y.com/journalist/enzai/sbs/>
- ・ SBS(揺さぶられっ子症候群)特集 関西テレビ放送  
<https://www.ktv.jp/news/sbs/>
- ・ 「乳幼児揺さぶられ症候群」で相次ぐ無罪判決、適用見直しを / 冤罪被害者が体験語る、日弁連はセミナー開催 - 刑事弁護オアシス  
<https://www.keiben-oasis.com/6854>
- ・ “虐待冤罪” 無罪判決続く 当事者が投げ掛ける「揺さぶられ症候群」の隙間 - Yahoo!ニュース  
<https://news.yahoo.co.jp/feature/1530>
- ・ 「虐待リスク」を内々にチェック——“防止のため”か“過剰な監視”か 子育て世代の生きづらさ - Yahoo!ニュース  
<https://news.yahoo.co.jp/feature/1541>

< 目 次 >

|                      |     |   |
|----------------------|-----|---|
| 6か月 男児 60代男性 (祖父)    | ・・・ | 1 |
| 10か月 男児 女性 (母)       | ・・・ | 2 |
| 7か月 男児 菅家かずみ (母)     | ・・・ | 3 |
| 3か月 男児 30代男性 (父)     | ・・・ | 4 |
| 不明(胎内～4か月) 男児 女性 (母) | ・・・ | 5 |

| 体験談【SBS を考える家族の会】   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 名前／続柄／<br>60代男性／祖父  | 児の性別<br>男 | 月齢<br>6か月 |
| 症状<br>急性硬膜下血腫   |           |           |
| 面会制限※(注)/禁止の有無<br>※(注)乳児院が設定する面会可能時間内での制限   | 制限あり、30分  |           |
| <p><b>体験談</b></p> <p>つかまり立ちを始めた頃です。無認可の託児所で孫が救急車で運ばれたというのです。当日、孫は元気でした。それが数時間後、救急搬送となったのです。一次救急の小児科で状態が悪化し、二次救急の総合病院へ、さらに市外の三次救急病院へと搬送されたのです。託児所の園長は、申し訳ありませんでしたと。1次病院は行きつけの小児科で先生の所見に異常はありませんでした。虐待の後など全く見受けられなかったと証言もしていただきました。しかし、初めて診察した2次救急病院の医師は写真だけで虐待を疑い、それは3次救急病院へと申し送られました。今思うと3次救急病院の対応が最初から変でした。家族に付き添いが許されたのは、集中治療室に入っている間だけでした。その後、病院で再度CTやMRIを撮り直し、それを監察医に送ってからは児童相談所が介入してきて、病院の面会時間は制限されました。同じ小児科病棟にいて、ほかの親は十分に子供の看病ができるのに。毎日自宅から1時間以上かけて行ってです。公休、非番日は毎日送り迎えしました。息子夫婦は連日、児童相談所の事情聴取と警察の取り調べを受けながらでした。当時日給月給だった息子の給料はみるみる目減りし、周囲の目も変わりました。保険の適用も見送られ、本当にひどい仕打ちを受けました。消防の仲間や県庁の友達などを頼って処遇の改善を求めましたが無力でした。病院で同じように風呂場で事故にあった子供の親御さんとも知り合いました。警察の取り調べは受けていましたが疑いがなかった分、病院での面会制限などはありませんでした。孫は数枚の写真判定で虐待の疑いありとされ、それも状態が悪化した数日後の写真で。当初は急性硬膜下血腫と診断されていたものが、これは急性ではなく日常的に虐待がなければそうはならないという見解に変わっていったのです。これにより、発症現場であった託児所の園長も開き直り、その後お見舞いも謝罪もありませんでした。後には営業妨害とまで言われました。市があっせんしている託児所であり、市にも行きましたが全く相手にもされませんでした。各病院の先生方の所見を聞いて回り、過去の判例や様々な記事を読み漁り中村先生の1型理論を見つけ、これだと思いましたが、医師たちは相手にしてくれませんでした。それどころか虐待の家族はみんなそういうことを言うんだよね、みたいなことまで言う医師もいました。この時集めた資料は警察、児童相談所、病院、厚労省に送りました。それでも何も変わりませんでした。四面楚歌でした。息子たちが犯罪者にされてしまうと弁護士を雇いました。10代の子供たちにそんな費用払える訳がありません。病院関係の費用など本来なら払う必要のない費用を私たち夫婦が負担しました。妻の容態はみるみる悪化の一途をたどりました。介護が必要となり妻の介護と息子夫婦の援助をするため職を辞することとしました。定年までは5年ありました。まだ事故からは数か月のことでした。退職から1か月で妻は帰らぬ人となりました。55年の短い人生でした。</p> <p>その後も児童相談所は介入を続け、ほかの人と変わりなく子供の介護ができたのは、ずっと後のことです。この間、孫は何度も大変な手術を繰り返しました。</p> <p>今でも頭部にはドレーン用の管が入っています。頻繁にてんかん性の発作も起こします。見て本当につらいです。今は医療養護施設に入るとても手厚く看護していただいています。</p> |           |           |

今の環境に満足し、忌まわしい過去は忘れようと、つい最近集めていた資料も廃棄したところでした。たとえ今が幸せでも公的機関から受けた虐待は、いまだに消し去ることはできません。そして、これからも忘れることはないでしょう。

私自身も公務員でしたし、消防の世界でも公権力を行使する機会は、少なからずあります。相手の立場を思いやり、悪質かどうかを見極める技術が必要なのです。本当に悪ければ、厳罰化でもかまいません。今回の事件を受けて思ったことがあります。信頼すべき医師に対して不信感を持ったこと。このことにより孫に最高の治療を受けさせられなかったという後悔があります。私は消防職員だったので、決して想定外だったという言葉は口にしません。消防に同じ現場は2つとないからです。常に最悪を想定し、備えなければなりません。術がなくても、個々の現場で臨機応変に対応しなければなりません。部隊を指揮するときは常に辞める覚悟はできていました。消防があきらめたらだれが目の前の命を救うのですかと。そして私のかつての部下たちを冤罪の協力者にしないでほしい。救急救命士は医師の指導の下、救急業務を遂行しています、その中には虐待のマニュアルもあります。通報義務もあります。そのせいで無実の親が罪に問われたら、後悔しか残りません。判断を仰ぐ医師が事務的ではそうなるのも仕方ありませんが、医師も消防士もまず人であることを忘れていませんかと言いたい。通報した職員にも同じような年ごろの子供を持つものもたくさんいます。知り合いの子供を搬送することだってたくさんあります。親を知っていて絶対そんなことをするような親じゃないとわかっていても通報せざるを得ないのです。不作為責任が問われるからです。本当に正しいやり方だろうか疑問を持つのは私だけでしょうか？

仕事を辞める前、私の疲れもピークに達し、当直で血圧が200を超えたこともありました。それでも耐えて、最近やっと日常を取り戻し、普通の生活ができるようになりました。そうなれたのは三男夫婦が元気になってくれたお陰です。昔の嫌なことは話題にしなくなりました。誰にも、もう二度と自分たちのような思いをさせてはならない。そして、決して冤罪を生み出してはいけないと強く感じました。

少子高齢化が叫ばれるなか、孫は10人いますが、いつまた悪夢が始まるかという不安がないわけではありません。

世間一般の人たちも子や孫の誕生を喜んでいるはずですが、しかし、不幸にして、子供がけがをした時、つらい家族にそれ以上の負担を背負わせることが日常になってはいけません。いくら言葉で安全安心と言っても、苦しい時に救える社会でなければ絵に描いた餅です。真に子育てのしやすい社会になることを熱望します。

最後に私が退職する時、職員にしたあいさつの一部を要約して書きます。

「私の妻はがんで苦しんでいます。そして息子夫婦は虐待を疑われ苦しんでいます。さらに孫は障害者となり病院のベッドで苦しんでいます。今、家族が私の助けを必要としています。これまで、全体の奉仕者として人のために尽くすことに努めてきましたが、自分の家族さえ守れないものが他人を守れるはずがありません。だから私は辞めることにしました。ただ、今回児童相談所にはひどい扱いを受けました。上から目線で人の話も聞かず、ろくに調べもせず、いったいこの人たちはどこを向いて仕事をしているのだろうかと思いました。

公務員は公僕であり、消防職員は常に犠牲の精神で成り立っています。どうか皆さん、上ばかり見ないで、住民の方をしっかりと見つめて仕事をしてください。」

| 体験談【SBS を考える家族の会】   |                          |             |
|---|--------------------------|-------------|
| 名前／続柄<br>女性／母   | 児の性別<br>男                | 月齢<br>10 か月 |
| 症状<br><input checked="" type="checkbox"/> 急性硬膜下血腫 <input checked="" type="checkbox"/> 眼底出血 <input checked="" type="checkbox"/> 脳浮腫<br>上記 3 徴候全て<br>あざや骨折など上記以外の所見はなし  |                          |             |
| 一時保護開始日<br>理由   | 一時保護無し                   |             |
| 一時保護解除日<br>理由   |                          |             |
| 施設入所<br>期間  | 施設入所無し                   |             |
| 面会制限※(注)/禁止の有無<br>期間<br><small>※(注)乳児院が設定する面会可能時間内での制限</small>  | 入院中に面会制限あり<br>期間/約 3 か月半 |             |
| 兄妹がいる場合、その児について<br><br>一時保護なし   |                          |             |
| 体験談<br><br><p>私の息子はつかまり立ちからの転倒により意識を失い、救急搬送されました。後日、虐待の疑いがあるということで病院から児相、警察に通報されました。</p> <p>他の家族会のご家庭と我が家の事例で少し異なることを挙げるとすると、息子は一時保護されず、一方で事故から 3 年近くたった今も警察の捜査は続いていることです。</p> <p>一時保護されなかった理由はよくわかりません。事故直前に、SBS 検証プロジェクト主催の国際シンポジウムがあった事、担当の児相職員の方が他のご家族に比較すると兄弟の保育園や我が家にも何度か来られたりと調査をきちんと行ってくれたこと、息子の症状は典型的な事故「中村一型」であるという脳神経外科医の意見書を早期に提出できたことなどいくつか考えられる要因はありますが本当の理由は児相職員のみ知るところだとは思いますが。</p> <p>ただ、保護されたご家庭の経緯をお聞きすると児相職員による調査が圧倒的に我が家より少ないとは感じておりました。確かに息子は超重症で退院はとてでもではありませんがすぐに考えられる状況ではなく児相職員の方に調査の時間があつたのかもしれない。児相職員の方は「虐待があつたかどうか私たちには判断できないが、このご家庭になら息子さんを返しても大丈夫と判断した」と私に仰いました。保護する前に調査することでどのような家族なのかや方針が見えてきたのではないかと思います。家族の何も見ないまま虐待の可能性があると保護をする、当然解除時期やその条件もないままスタートするので無意味に保護期間だけが伸び、その間に家族、子供は本当に地獄のような期間を過ごすことになるのだと思います。忙しい事も十分な調査が行われない理由の一つかとは思いますが、それが児相職員の仕事でもあるのですから調査を十分に行わない事は私には職務怠慢、能力の不足にしか思えません。</p> |                          |             |

話しは変わりますが、児相職員（検察もですが）がセカンドオピニオンを求める先も再検討が必要なのではないかと感じています。圧倒的によく見られるのは脳の症状にも関わらず、小児「内科」の医師に鑑定を求めているケースです。また、学会やNPO法人を主催している医師だからと普段、臨床現場に出していない医師に鑑定を求めているケースも多いように感じます。医師の鑑定は児相、警察の捜査でもとても重要な位置を占めます。ほぼこれによって家族がどうなるか決まるといってもよいと思います。大人なら脳血管障害があった場合、内科医も脳の画像をみて、ある程度判断はしても診断は脳神経の医師に求めます。内科医や普段、大学で研究だけをしている医師が脳の手術をすることはありません。この大人の世界では当然の事が、子どもの虐待の鑑定をする重大な場面では忘れられてしまうのか本当に不可解です。

我が家のケースを述べますと、児相は虐待についての著書も出している監察医の経験もある医師でした。児相は脳のCT画像だけを彼に送り、それだけでこの医師は「急性硬膜下血腫の原因は第三者による暴力的な揺さぶりによるものである。この児は直ちに保護すべきだ」とたった一枚の鑑定結果を児相に送りました。何故、この急性硬膜下血腫は暴行によるものと断定できるのか、事故や内因性の要因は考えられないのかという事は一切記載されておりませんでした。何故虐待と言い切れるのか他の文献や研究の引用もなく、一言の見解もありません。これが同じ医師の書く診断なのかと、我が家がセカンドオピニオンを求めた脳神経外科医の数十枚に及ぶ意見書と比較し目を疑いました。児相側の鑑定医は自身の著書で「症状だけで揺さぶりによると診断するのはナンセンス。私は必ず家族に会い、話を聞いて診断する」と記載しており、SBS検証プロジェクト主催のシンポジウムでも同様の発言をされておりました。しかしながら私達家族は面会を求めましたが断られております

児相がこれまで求めた鑑定結果を精査し、医学的、科学的見解のない、主観だけで人の人生を左右するような鑑定はなかったか、その医師はセカンドオピニオンを求める先として妥当なのか検討してほしいです。

今回の要望書のテーマにはそれですが、息子は自宅に退院してもうすぐ1年が経ちます。家族5人みんなでも忙しくも穏やかな日々を過ごしています。息子の事故以外で、当然ではありますが他のきょうだいの事、息子の事で児相や警察に通報されたことはありません。毎日、訪問看護師やヘルパーさんが来て下さっていますが、息子の事故の件で児相や警察に通報された事を伝えると「ちゃんと見たらわかる」と仰います。その通り、我が家のケースだけでなく、他の警察に介入されたご家庭にも当てはまりますが、あまりにも警察、検察は自分たちが求めた鑑定医（私達からすると脳の専門医でも、臨床現場にも通じていない医師）の結果だけを見て、虐待と決めてかかり、他に虐待の徴候が一切ない事は不都合な事実であるため捜査判断から外すといった客観的、総合的な判断に欠けた捜査を行っているように感じます。

だからこそ、児相や警察の鑑定医の検討、医学的判断だけでなく他の虐待を示す事実はなかったかなど総合的に児相や警察は判断するようお願いしたいです。

| 体験談【SBS を考える家族の会】   |                               |                                  |
|---|-------------------------------|----------------------------------|
| 名前／続柄<br>菅家かずみ／母  | 児の性別<br>男                     | 症状がでた日（受傷日）／月齢<br>2017年8月23日／7か月 |
| 症状<br><input checked="" type="checkbox"/> 急性硬膜下血腫 <input checked="" type="checkbox"/> 眼底出血 <input checked="" type="checkbox"/> 脳浮腫<br>けいれん重責、脳梗塞  |                               |                                  |
| 一時保護開始日<br>理由   | 2017年11月8日<br>緊急保護            |                                  |
| 一時保護解除日<br>理由   | 2017年11月13日<br>施設入所           |                                  |
| 施設入所<br>期間  | あり<br>2017年11月13日～2019年3月27日  |                                  |
| 面会制限※(注)/禁止の有無<br>期間<br><small>※(注)乳児院が設定する面会可能時間内での制限</small>  | 制限あり<br>2017年11月8日～2019年1月10日 |                                  |
| 兄妹がいる場合、その児について<br>例) 一時保護の有無や期間、施設入所の有無や期間、  |                               |                                  |
| <b>体験談</b><br>体験した一部分です。現制度運用が見直され息子の様な扱いを受ける子どもが少なくなる事を願っています。   |                               |                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年8月23日(水)、母親と2人きりの時に、リビングで、つかまり立ちから後ろに転倒し意識を失い119番。</li> <li>・救急隊員がけいれんで転んだと解釈。けいれん対応の病院に搬送。要手術だった為、対応可能な病院へ転送。</li> <li>・転送先の病院から児相通告。児相から警察通報。</li> <li>・2017年8月29日、息子が入院中の病院にて、児相と初回の面談。</li> <li>・息子はこの病院に8月23日～11月7日まで入院。親は毎日病院に通っていた。</li> <li>・児相から11月8日am9時に呼び出しがあり児相と面談。</li> </ul> <以下、この面談時の内容><br>児相が依頼した鑑定医の意見は「事故の可能性が高く、虐待の可能性が低い」であった。(後日、開示請求した資料によれば「事故の可能性が考えられる」とある。児相が解釈した鑑定医の意見を伝えている)<br>だから虐待の可能性がゼロではないから命を第一に、安心安全を最優先に考えて一時保護した。息子は同日に病院を退院した。<br>一時保護処分に不服があれば申し立てを出来るが裁判で半年はかかる。その間、居場所は教えられないし面会禁止。<br>施設入所に同意すれば居場所を教えられるし面会も可能。 |                               |                                  |
| ※当初、児相は捜査機関とは別物と言っていたが児相では事故か虐待か分からないからと捜査機関に判断が丸投げされた。   |                               |                                  |

- ・弁護士からは争うべきとアドバイスを受けたが息子に会えないリスクを負えず面会と引き換えに不本意だが虐待を認めず施設入所に承諾した。
- ・事前に面会頻度を確認してから施設入所に承諾すべきだったと後悔している。
- ・面会は週に1日1時間からであった。面会頻度は徐々に増やすと匂わされながら7ヵ月後に週2日になった。捜査がいつ終わるのか分からず息子がいつ帰ってくるのか先が見えず苦しかった。いつ帰ってくるのか分からないので面会頻度を増やす事と息子のおかれている環境を良くする事、特により良いリハビリと治療がしてもらえる事に力をいれて強く要望し続けたが面会頻度以外は叶わなかった。リハビリも治療も受けているからとの理由であった。
- ・児相は面会を増やすにはプログラムを受ける必要があると言っていたが乳児院に相談した結果、プログラムを受けずに9ヵ月後に週6日になった。家庭引き取りが決まった月(親子分離から14ヵ月後)に面会制限がなくなった。
- ・息子に古い傷がなく事故当日に父親が家にいなかった事が確認できたからとターゲットが母親に絞られた。父親の面会制限は1月末から週2日になった。疑われていない父親が面会制限される疑問に対して児相の説明は基本的に面会を最大で週2日まででお願いしているとの一点張りであったが父親の面会も9ヶ月後に週6日になった。
- ・祖父母の面会は6ヵ月後から週2日の制限付きで可能となった。
- ・乳児院の設定する面会可能時間は午前10時~12時と午後14時~16時までの最大1日4時間。息子をおいて帰らなければならなかったのも胸が苦しかった。
- ・親子分離から13ヵ月後、検察の判断は不起訴(嫌疑不十分)であった。
- ・児相の結論は「事故か虐待かわからない」であった。わからないのに帰せるのだなと思った。
- ・虐待を100%完全に否定する脳神経外科医である青木信彦先生の意見書を児相が方針決定した後に児相へ提出したが児相の考えは変わらなかった。
- ・児相が依頼した鑑定医の情報は一切教えてもらえていない。
- ・「事故か虐待かわからない」、言い換えれば疑わしくても帰せるのであれば、何故もっと早く帰せなかったのか大きな疑問が残っている。
- ・2019年10月から要対協へ支援(こちらから見れば息子が虐待されていないかの確認)が引き継がれ現在も継続中。
- ・息子が家にいれば可能であった小児専門リハビリ病院でのリハビリや訪問リハビリや全額自費でのリハビリを受けさせてもらえなかった。てんかん発作の治療も。
- ・週1日1時間の面会中に、親が息子のてんかん発作に気づいた。乳児院では1人が複数の子どもをみているので仕方がないが家にいればもっと早く気づけたであろう。
- ・実家で祖父母と同居するから息子と一緒に暮したいと要望したが叶わなかった。実家であれば最小でも息子と大人が1対1、最大で1対4でみる事が出来る。乳児院では大人1人が複数の子どもをみている。
- ・児相によれば乳児院は家庭相応だと言っていたが、どこの家庭と相応なのか？安心安全とは何なのか謎である。
- ・2018年6月の大阪地震の際、乳児院にも児相にも電話が繋がらず息子の安否確認が取れなかったので乳児院に行き安否確認をした。児相職員が我が子を1番に考えるのは仕方がないが、災害時も実家であれば息子1人を複数の大人がかばえる。乳児院だと大人1人が複数の子どもをみなければならない。

#### 【まとめ】

人質児相により児相に従わされてコントロールされていた。  
なぜ息子が必要最低限の暮らし、必要最低限のリハビリと治療を強いられなければならない  
なかったのか、息子の為になったことは1つもみつからない。

| 体験談【SBS を考える家族の会】  |  |                                  |
|--|--|----------------------------------|
| 名前／続柄／都道府県<br>30代男性 / 父 / 栃木県  | 児の性別<br>男  | 症状がでた日（受傷日）／月齢<br>2019年12月7日／3か月 |
| 症状<br><input checked="" type="checkbox"/> 急性硬膜下血腫 <input checked="" type="checkbox"/> 眼底出血 <input type="checkbox"/> 脳浮腫  |  |                                  |
| 一時保護開始日<br>理由  | 2019年12月26日<br>通知書に理由についての記載なし。担当者から口頭で重大な事が起きている為との事。 |                                  |
| 一時保護解除日<br>理由  | 2019年6月1日<br>家庭環境の調整ができた為                              |                                  |
| 施設入所<br>期間   | 入院していた病院での委託一時保護<br>2019年12月26日～2020年6月1日              |                                  |
| 面会制限※(注)/禁止の有無<br>期間   | 病院の面会時間に準ずる<br>児相の許可なく院外への外出は禁止                        |                                  |
| <small>※(注)乳児院が設定する面会可能時間内での制限</small><br>兄妹がいる場合、その児について<br>長女（7歳）次女（4歳） 児相からの措置はなし   |  |                                  |
| <b>体験談</b><br>2019年12月6日の朝から母親が息子の体調に違和感を感じる（ミルクの飲みが悪い。泣き止まない。目の焦点が合わない時がある。体が突っ張っている）その後、一旦落ち着いたので様子を見ていましたが、7日深夜授乳中に突如痙攣が起き即医師の診察を受けた所、脳内に硬膜下血腫と眼底出血が見つかりました。脳内の広範囲に出血があり、後頭部に一部脳の萎縮が見られ視覚認識に障害が残る可能性が高く、今現在目がぼぼ見えていない状態です。病院からSBSの可能性を疑われ、児相に通告。2019年12月26日に病院内の面談室にて児相職員と夫婦間で面談があり、一時保護決定通知を受け同院で委託一時保護されました。<br>警察の介入はなく、完全分離という形ではありませんでした。病院側が定める面会条件に準じて毎日面会はできました。但し、自宅から病院までは車で1時間ほどの距離にあり、毎日夫婦がそれぞれの車で面会に通っていました。<br>初回面会時、児相の対応はかなり劣悪なものでした。<br>一時保護決定通知書には保護理由の記載といつまでという期日の記載がありませんでした。その点について尋ねましたが「〇〇くんに重大な事が起きているから」と言うのみでこちらの質問については答える義務はないとばかり言われました。<br>そればかりか、この決定に同意しなくても強制的に執行する権限がある。不服がある場合申し立てる事もできるがやっても無駄だとかなり高圧的に言われました。<br>今回の原因について思い当たる点としては、最初病院側から「頭部に血栓がある」と言われ、妻の持病の遺伝を疑いました。「プロテインS欠乏症」という血液の疾患で血栓が出来やすい体質というものです。実際妻も、妊娠中に投薬をしながら準備をしていました。息子の血液検査を行いその可能性は低いと診断が出た為、その他の原因を探りました。<br>出産時、促進剤を投与しましたが、最大量を投与し続けた結果過強陣痛が起こり、息子の心音が下がり、危険な状態になりました。帝王切開寸前でしたが最終的に吸引分娩で出産しました。私個人は吸引分娩が起因しているのではないかといまだに感じていますが、出産後、特に異常も見られなかった為MRIやCT検査等はしていません。この話を何度か主治医に話しましたが、今となっては検証しようがないとの事で取り合ってもらえず、この可能性も除外されてしまいました。<br>主治医から、「頭が揺さぶられたり、どこかぶついたりした事が3日以内にありませんでしたか？」「バウンサーなどの遊具の揺れで受傷することも稀にあるが、そのような遊具は使用していないか？」と問われ、入院の2日前に夕飯を準備している間ジャンパーという子供が乗って上下に揺すって遊ぶ遊具に息子が乗っていた所、次女があやすつもりで前後に揺すってしまった事があった為、それが唯一の可能性だと主張しました。当然虐待等の行為は一切行っていません。<br>児相にも調査の為の面談の際、前述の事は何度も話しましたが、最後まで信じてはもらえず、SBSを疑われ、面談のたびに「何か思い出した事はないか？」と執拗に問われました。私も妻も |  |                                  |

ジャンパーでの事象を一貫して主張しておりましたが具体的な調査はないままでした。次第に妻は精神的に追い込まれていき、一時は虐待しましたと言ってしまった方が、息子も早く帰って来て、楽になるのではないかとまで思うようになりました。このままでは妻の精神が完全に病んでしまうと思い、弁護士への依頼と、青木信彦医師へ画像診断を依頼しました。

この間一度目の一時保護延長の期日でしたが児相からはなんの連絡もなく、こちらから問い合わせた所、電話口で「延長です。」とだけ言われました。親の同意を得るといふようなつもりも全くなかったようでした。その後の面談で児相の担当者から妻のネグレクトを疑うような質問が度々出てくるようになりました。子供が3人もいて精神的に疲れていたのではないか？一日の生活スケジュールを聞かれ、寝かしつけるのが遅くなる日があるという他のお母さんはずっとしっかりスケジュールを立てている等、はっきりとは言いませんが明らかに妻の育児への自信を無くすような物言いでした。弁護士先生に同席頂くようになってからはそのような発言は減ったものの相変わらず何か思い出した事はないか？という質問は続きました。2度目の延長期日を迎えようという直前の面談で息子が自宅復帰後に安全に生活ができるようにと、安全プランの作成を児相側から求められていたため、青木医師の意見書と併せて提出しました。青木医師の見解は「先天性の硬膜下水腫」によるものだという事でした。私達が作成した安全プランの内容は視覚に障害が残る事を考慮し、危険が及ばない為の配慮、実家の両親に日常的に協力してもらうという事をメインとした物でしたが、児相はこの内容では自宅に帰す事が出来ない。他の可能性も考慮するように。」との事でした。安全プランについては、児相と一緒に考えてくれる事は一度もなく、こちらに、まるで試験でもしているかのように考えさせるだけでした。こちらが「他の可能性とは何ですか？」と尋ねた所「それはわからない。」と言われ、「それではこちらも考えようがない。」と言いました。児相は虐待した可能性のある母親と2人きりにならないような対応を求めたかったのでしょうかがそうとははっきり言わず、こちらから虐待を行った事実は当然ありませんので、この時点で2度目の一時保護延長を拒否しました。

即日児相側の弁護士により、宇都宮家庭裁判所へ一時保護延長を求める申し立てがなされました。結果として家庭裁判所から申し立てが却下されましたが、即日東京高裁へ抗告されました。そこでも抗告却下となり、更に最高裁へ特別抗告がなされました。

最終的には結審がつく前に児相側から申し立ての取り下げがあり裁判は終了しています。裁判所の審判書を確認しましたが、児相側は、一時保護開始前に医科大学病院の放射線科医に画像診断を依頼し、見解を求めたのみで、その他の調査は一切行っていない事が判明しました。ジャンパーでの事象は起こりえるかの調査はもちろんの事、青木医師の意見書についての調査もありませんでした。只々妻の自白を待っていたという事実を知り愕然としました。本来であれば医療的な処置は入院から2か月あまりで済んでおり退院できる状態でしたが一時保護の期間が不透明な事から、病院側の配慮で退院を伸ばしていたほどです。そのことが全てではないかもしれませんが、0歳の成長時期に刺激のない病室で寝たきりで6か月間も入院していた為、結果的に息子の発達状態は通常の子に比べ3、4か月程の遅れが出てしまっています。

一度疑いをかけられると、さも犯罪者かのように扱われ、親権者の主張は一切聞き入れてもらえず、子供の回復だけを願う親への精神を削り、責務であるはずの調査は行わずいたずらに一時保護を延長し、あくまで行政の決定だと権力を振りかざし、同じ行政である裁判所から申し立てを却下されても悪びれる事もなく、説明もないままに一方的に申し立てを取り下げるやり方は横暴以外の何物でもないのではないのでしょうか？

息子の異変に気付いた時にすぐに病院へ連れて行っていれば、あの時ジャンパーに乗せていなければ、出産時の吸引分娩にもっと危機感を覚え検査を依頼していればと今も悔やむばかりです。

今現在も、あらぬ疑いをかけられ、親子分離で苦しんでいるご家族へ少しでも役に立つ事が出来ればと思い、私達の体験を綴らせて頂きました。

また、一時保護がどれほどに強い力なもので、親子分離が子供に及ぼす影響をもっと知って頂き、一番の被害者は親ではなくその子供であり、子供とその家庭を守り支えていくはずの児童相談所が、家庭と親子関係を悪化させているということも気づいてほしいと思います。

| 体験談【SBS を考える家族の会】   |  |                                |
|---|--|--------------------------------|
| 名前／続柄／都道府県<br>女性／母／兵庫県  | 児の性別<br>男  | 症状がでた日（受傷日）／月齢<br>不明／胎内～生後4か月頃 |
| 症状<br><input checked="" type="checkbox"/> 急性硬膜下血腫 <input checked="" type="checkbox"/> 眼底出血 <input type="checkbox"/> 脳浮腫<br>ほかにも慢性硬膜下血腫もみられた。  |  |                                |
| 一時保護開始日<br>理由   | 2019年2月8日<br>家庭環境の調査のため  |                                |
| 一時保護解除日<br>理由   | 2019年6月2日<br>家裁28条取り下げ   |                                |
| 施設入所<br>期間  | 2019年2月27日～2019年6月2日   |                                |
| 面会制限 <sup>※(注)</sup> /禁止の有無<br>期間<br><small>※(注)乳児院が設定する面会可能時間内での制限</small>   | 2019年2月8日～2019年2月27日は面会制限あり、この期間で面会できたのは4時間程。その後は毎日2～4時間程面会していた。 |                                |
| 兄妹がいる場合、その児について<br>第一子のためなし。  |  |                                |
| <b>体験談</b><br>2018年9月19日日本児出産。胎内にいるときから頭囲は大きかった。生後1か月の時は37cmと正常範囲内だった。生後3か月頃から授乳後に噴水状に嘔吐することが多くなり、体重の伸びもわるくなったこと、大泉門が膨張していること、頭囲が46cmもあることを母が不審に思い、2019年1月の間に3つの小児科を受診、4か月健診でも問診票に「脳性麻痺、または水頭症があるのではないか？総合病院への精密検査票を発行してほしい。」と記載していた。4人の小児科医全員から「お母さんの考え過ぎ。なにか起こった時にまた受診すればいいのじゃない？」と冷たい返答をされ、「4人の医師が言うならそうなんだろう。何もなくてよかった。」と自分を納得させた。<br>2019年2月3日、父が本児を就寝させた後に母が様子を見に行くと眼球上転、腕が垂れ下がっていることを確認し、名前を呼ぶも起きず。抱き上げると強直性痙攣を起こし、119番する。受け入れ病院がなかなか見つからず、県立病院から「深夜に帰ることになってもいいなら」と受け入れ。搬送後CT撮影にて本児が急性硬膜下血腫、慢性硬膜下血腫、眼底出血を起こしていることが判明、ICUに入院。<br>同年2月8日、医師、看護師から「血液検査の結果を説明したい。大事なことなので夫婦できてほしい。」と言われたため夫婦で訪院。2月4日～7日も面会時間はなるべく夫婦で本児に面会に行っていた。面談時、小児科医師から「虐待疑いで児童相談所と警察に通報しました。児童相談所と警察官が来ているので順番に会ってください。」と言われる。血液検査の結果について聞くと「まだ検査は終わってません。」と説明なし。児童相談所職員3名からはじめに当時の状況を聞かれ「一時保護が決まりましたので、我々の許可なしには会えません。」と一方的に告げられる。母が行政保健師をしており、前は児童相談所に勤務していた経験から「2か月たてば帰ってくるんですよ。」と聞くが「それも全部こちらが決めるのでわかりません。」と無下にされる。その後警察官2名が来て「事情聴取するから今から警察署行こか」と言われて2人別々に警察署へ連行される。事情聴取後、「今から家の様子写真で撮らせてな」と言われ自宅へ警察官が写真を撮りにくる。23時30分頃全てが終わる。<br>2019年2月9日、有料の弁護士相談へ行くが、解決策は見つからず。 |  |                                |

2019年2月11日、SBSを考える会の講演会に参加し、弁護士を紹介してもらう。同日、本児のドレナージ術が行われるが、父母は10秒間のみ面会を許される。

その後、児童相談所の家庭調査のための訪問、警察官による家宅捜査が行われる。

2019年2月26日、児童相談所から「本児が明日退院するので病院に来てほしい。」と言われる。

2019年2月27日 本児退院、姫路市（居住地は尼崎市、電車で片道2時間半）の乳児院へ一時保護される。面会は1日2時間程度、児童相談所職員の立ち会いは不要とのこと。

翌日から、母は毎日面会に行く。休日は父母で面会。

2019年3月8日 児童相談所から母に受電。「第三者への審問会議が本日終わった。結果を伝えたいので、3月12日に児童相談所へ来てほしい。」と言われ承諾。

2019年3月12日 児童相談所職員2名、父母で面接。「家裁28条にかけることが決まった。面会は今後も毎日行ってよい。」という結論が伝えられる。父母承諾。

2019年4月11日 父母が用意したセカンドオピニオンに児童相談所職員立ち会いのもと受診。医師から「これは元々の水頭症ではないか？ドレナージをしたとのことだが再発しており以前より悪化しているため、すぐ手術すべき。」と言われ、即日入院。父母の24時間付き添いが許可される。

2019年4月15日 シャント術を行う。

2019年5月7日 本児退院、再び児は乳児院へ。

2019年5月8日 家裁28条、第一回審問日。

2019年5月28日 児童相談所から弁護士宛てに電話あり。「本児が父母に愛されていることがわかったので、父母のもとに帰す。なので家裁28条を取り下げたい。」と言われ了承。

2019年6月2日 一時保護解除。

2019年11月まで月1回児童相談所職員の訪問あり。父母から「水頭症なのに、それをきちんと調べもせず保護したことや警察へ通報したことに対する謝罪はないのか」と問うと、「こちらは法律に則ったのみ。それにまだ虐待を疑っていますからね。」と返答。

児童相談所職員とは別に、市の保健師、相談員が月1回訪問してきていた。その時に母から「4か月健診時に私の訴えを無下にしたこと子供発見が遅れ、こんなことになった。謝罪はないのか。」と問うが「本当に無下にした証拠があるんですか？録音されてるとか証拠がないならわかりませんか？」と返答。市長に対して手紙を書くと、保健センターの課長、係長が自宅に来たが「市としての対応に間違いはありません。保護者の方がもっとちゃんとすべきだった。」と言われ、謝罪は一切なし。

今後も何かあれば通報した県立病院や保健センターに本児を診察されると思うと、また誤認保護されるのではないかと、児と急に会えなくなるのではないかと、病気を見過ごされるのではないかと怖くなり、持ち家を売却し、他市へ転出。母の勤務先がある市に転入してからは保健師との面接が1度あったのみで、行政から干渉されることなく過ごすことができている。行政同士はつながっているため、まだ安心はできないが、やはり行政の不要な介入なく家族で生活ができることの安心感は否めない。

過去にも、SIDSは虐待と決めつけられ我々のような被害を被った家族はたくさんいるが、その方々の努力により虐待ではないということが周知された。揺さぶられ症候群も、小児科医や眼科医は己の過ちを認め、循環論法になっていることに早く気づき、冤罪がなくなること、家族が不要に引き離されることがなくなることを願ってやまない。